

### 【1. 道路インフラを取り巻く現状】

#### (1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

#### (2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

#### (3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

### 【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

#### (1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

##### ○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

##### ○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』  
⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

#### (2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

### 【3. 具体的な取組み】

#### (1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

- [点検]
- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
  - 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

- [診断]
- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施
- 『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- [措置]
- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
  - 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
  - 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
  - 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

- [記録]
- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

H26  
結果を  
公表

#### (2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

- [予算]
- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
  - (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
  - (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

- [体制]
- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
  - メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
  - 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
  - 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
  - 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

- [技術]
- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
  - 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
  - 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

- [国民の理解・協働]
- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

平成27年8月5日  
道路局

## 「道路メンテナンス年報」(暫定版)の公表について

### 【道路の老朽化対策の本格実施】

平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。

国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。

結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint2.html](http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html)

この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

なお、今回の発表では、点検結果について、国土交通省及び高速道路会社の管理施設をまとめており、地方公共団体の管理施設については、改めて発表させていただく予定です。

※ 本年報に記載されている数値は暫定値であり、今後変わりうることがあります。

### <問い合わせ先>

#### 【全般】

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 企画専門官 田中 倫英  
代表 03-5253-8111(内線 37813)  
直通 03-5253-8494 FAX 03-5253-1620

#### 【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸  
代表 03-5253-8111(内線 38382)  
直通 03-5253-8491

#### 【地方道に関すること】

環境安全課 課長補佐 村下 剛  
代表 03-5253-8111(内線 38162)  
直通 03-5253-8495

## 1. 道路メンテナンス年報について

- 平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。
- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。  
[http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint2.html](http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html)
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。
- なお、本年報に記載されている数値は、平成27年6月末時点の暫定値であり、今後変わりうることがあります。

### 点検について

全ての道路管理者は、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等(以下、道路附属物等)」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施していきます。

### <平成26年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁	706,549	59,808	8%
トンネル	10,907	1,393	13%
道路附属物等	39,942	6,125	15%

H27.6末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋(カルバート)がある。  
(管理施設数、点検実施数は、国土交通省9,467、101、高速道路会社5,733、1,481)

### 点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

### 道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

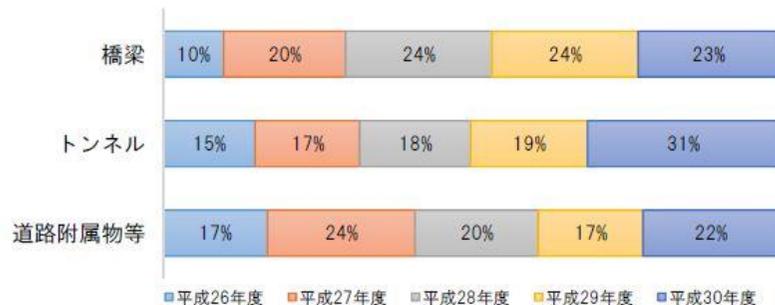
今後どのように措置していくのか。

→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

## 2. 点検計画

- 全道路管理者は平成26年12月時点で、橋梁、トンネル、道路附属物等について、平成30年度までに全ての施設の点検を実施する点検計画<sup>※</sup>を策定しました。
- また、第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしています。

### ○ 5年間の点検計画(全道路管理者合計)



### ○ 跨道橋、跨線橋等の5年間の点検計画(全道路管理者合計)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある(次頁以降も同)

※ 国土交通省では、従前より橋梁等について、5年に1回の点検を実施してきているところです。また、高速道路会社では、笹子トンネル天井板落下事故以降、各種の構造物を点検したうえで更新・修繕計画を策定し、事業に着手しており、引き続き定期的な点検を実施していきます。

## 3. 点検実施状況(平成26年度)

### (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成26年度において、橋梁は全国約70万橋のうち、約6万橋の点検を実施しました。各管理者別の点検実施数は、国土交通省 5,741橋、高速道路会社 2,155橋、都道府県・政令市等 20,739橋、市区町村 31,173橋となりました。
- なお、点検実施率は、全体で約8%、管理者別では、国土交通省 約20%、高速道路会社 約12%、都道府県・政令市等 約11%、市区町村 約6%となっています。
- その他、トンネル及び道路附属物等は、それぞれ約1,400箇所、約6,100施設で点検を実施し、約13%、約15%の点検実施率となっています。

#### ○ 橋梁

(単位:橋)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	28,139	5,741	20%
高速道路会社	17,344	2,155	12%
都道府県・政令市等	180,985	20,739	11%
市区町村	480,081	31,173	6%
合計	706,549	59,808	8%

H27.6末時点

#### ○ トンネル

(単位:箇所)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	1,458	323	22%
高速道路会社	1,889	337	18%
都道府県・政令市等	5,293	471	9%
市区町村	2,267	262	12%
合計	10,907	1,393	13%

H27.6末時点

#### ○ 道路附属物等

(単位:施設)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	12,076	1,361	11%
高速道路会社	11,643	2,320	20%
都道府県・政令市等	13,512	1,929	14%
市区町村	2,711	515	19%
合計	39,942	6,125	15%

H27.6末時点

## ○点検実施状況



## (2) 都道府県別の点検実施状況

○平成26年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

### ○点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	1,923	43	358
青森県	1,166	6	89
岩手県	888	51	72
宮城県	1,691	21	43
秋田県	845	30	46
山形県	459	22	42
福島県	1,422	35	43
茨城県	166	3	59
栃木県	582	1	129
群馬県	1,415	12	57
埼玉県	3,162	4	504
千葉県	561	57	304
東京都	1,145	11	337
神奈川県	1,250	57	504
新潟県	898	47	123
富山県	1,338	12	66
石川県	494	7	2
福井県	1,127	54	67
山梨県	772	11	66
長野県	2,694	40	58
岐阜県	2,845	28	99
静岡県	3,060	22	237
愛知県	3,493	21	406
三重県	1,314	112	222
滋賀県	1,128	5	39
京都府	1,222	54	41
大阪府	960	7	369
兵庫県	2,010	58	362
奈良県	282	18	124

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	446	27	24
鳥取県	1,301	17	6
島根県	380	70	32
岡山県	1,603	57	66
広島県	3,196	78	266
山口県	1,518	27	52
徳島県	1,160	16	112
香川県	1,016	4	9
愛媛県	1,421	28	31
高知県	413	16	93
福岡県	1,853	28	115
佐賀県	469	15	68
長崎県	744	9	48
熊本県	1,171	22	138
大分県	1,337	68	92
宮崎県	778	49	36
鹿児島県	588	9	49
沖縄県	102	4	20
合計	59,808	1,393	6,125

(参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	30,372	480	2,894
青森県	6,975	51	353
岩手県	13,595	287	496
宮城県	12,449	119	543
秋田県	12,095	171	450
山形県	9,047	154	484
福島県	17,380	235	861
茨城県	14,686	68	637
栃木県	12,976	94	682
群馬県	15,261	138	633
埼玉県	19,661	83	1,561
千葉県	11,530	448	1,134
東京都	6,313	187	2,393
神奈川県	9,191	334	1,956
新潟県	22,481	412	1,428
富山県	11,984	118	750
石川県	8,909	148	479
福井県	9,865	270	433
山梨県	8,166	207	496
長野県	22,205	409	924
岐阜県	26,092	367	1,100
静岡県	30,021	427	1,453
愛知県	24,919	120	2,743
三重県	19,390	236	714
滋賀県	11,966	86	434
京都府	12,799	169	626
大阪府	10,810	115	2,824
兵庫県	29,727	380	2,112
奈良県	10,494	173	295
和歌山県	11,798	324	340
鳥取県	7,639	100	210

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
島根県	14,389	321	374
岡山県	32,087	256	663
広島県	22,720	418	887
山口県	14,823	273	605
徳島県	12,399	182	403
香川県	7,903	53	434
愛媛県	12,757	353	568
高知県	13,604	396	345
福岡県	29,356	153	1,110
佐賀県	12,462	52	253
長崎県	9,946	208	216
熊本県	19,920	292	327
大分県	10,890	574	313
宮崎県	9,468	243	398
鹿児島県	10,511	174	328
沖縄県	2,518	49	280
合計	706,549	10,907	39,942

### (3)最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,035橋、1,063橋、15,427橋で、点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約16%、約12%、約15%と、いずれも、橋梁全体の点検実施率(約8%)を上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況《上段:点検実施率 下段:点検実施数》

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	24% (402)	21% (351)	21% (4,918)
高速道路会社	14% (658)	7% (75)	12% (2,077)
都道府県・政令市等	16% (403)	12% (411)	14% (7,972)
市区町村	15% (572)	8% (226)	12% (460)
合計	16% (2,035)	12% (1,063)	15% (15,427)

H27.6 末時点



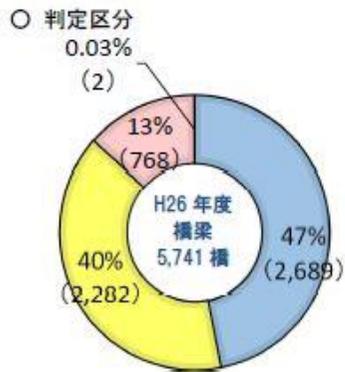
## 4. 点検結果 (平成 26 年度)

### (1)国土交通省

#### ①橋梁

- 国土交通省では、管理する橋梁 28,139 橋のうち、5,741 橋について点検を実施し、その結果は判定区分\* I 2,689 橋、II 2,282 橋、III 768 橋、IV 2 橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、I 47%、II 40%、III 13%、IV 0.03%となります。
- 判定区分III (早期に措置を講ずべき状態)については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分IVの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところ です。

- ※ 判定区分 I : 健全 (構造物の機能に支障が生じていない状態)  
 判定区分 II : 予防保全段階 (構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)  
 判定区分 III : 早期措置段階 (構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態)  
 判定区分 IV : 緊急措置段階 (構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)



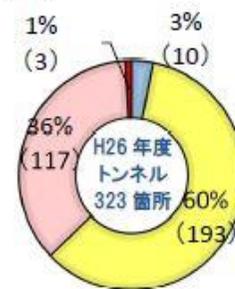
#### ○ 判定区分IVのリスト(橋梁)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
まかいだこせんきょう 堺田跨線橋	国道 47 号 (山形県)	1970	下フランジ及び支点上補剛材の一部が欠損。支承にも著しい腐食	仮受け材の設置
とくみつばし 徳仏橋	国道 9 号 (山口県)	1965	主桁端部のウェブ下部及び下フランジに孔食・破断が発生	仮受け材の設置

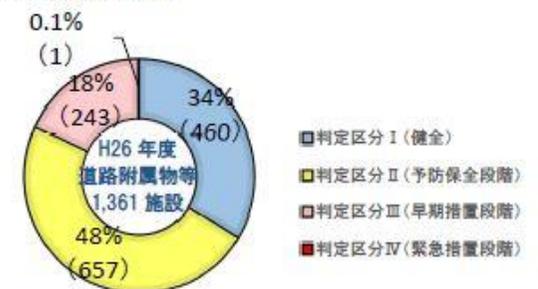
### ②その他の構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル 1,458 箇所のうち、323 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分 I 10 箇所、II 193 箇所、III 117 箇所、IV 3 箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、I 3%、II 60%、III 36%、IV 1%となります。
- また、管理する道路附属物等 12,076 施設のうち、1,361 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分 I 460 施設、II 657 施設、III 243 施設、IV 1 施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、I 34%、II 48%、III 18%、IV 0.1%となります。
- 緊急措置段階である判定区分IVについては、速やかに緊急措置を実施したところ です。

#### ○ トンネル



#### ○ 道路附属物等



#### ○ 判定区分IVリスト(トンネル)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
かんのん 観音トンネル	一般国道 20 号 (山梨県)	1958	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
つぎ 都留トンネル	一般国道 139 号 (山梨県)	1987	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
まんぞう 万沢トンネル	一般国道 52 号 (山梨県)	1971	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置

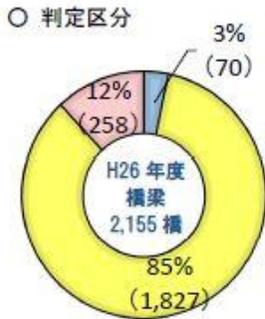
#### ○ 判定区分IVリスト(道路附属物等)

施設名	管理者名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
門型標識	一般国道 50 号 (栃木県)	1989	横梁及び横梁トラスに孔食	標識の撤去

## (2) 高速道路会社

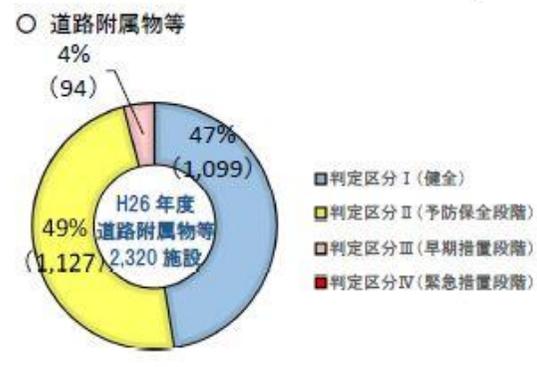
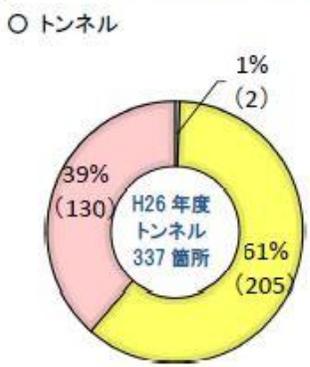
### ① 橋梁

- 高速道路会社では、管理する橋梁 17,344 橋のうち、2,155 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 70 橋、Ⅱ 1,827 橋、Ⅲ 258 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。  
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 85%、Ⅲ 12%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。



### ② その他の道路構造物

- 高速道路会社では、管理するトンネル 1,889 箇所のうち、337 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 2 箇所、Ⅱ 205 箇所、Ⅲ 130 箇所となりました。  
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 61%、Ⅲ 39%となります。
- また、管理する道路附属物等 11,643 施設のうち、2,320 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 1,099 施設、Ⅱ 1,127 施設、Ⅲ 94 施設となりました。  
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 49%、Ⅲ 4%となります。
- とともに、判定区分Ⅳはありませんでした。



- 判定区分Ⅰ(健全)
- 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ(早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)

## 5. 直轄診断

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断<sup>\*</sup>」を平成 26 年度に試行的に実施しました。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成 27 年度より修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。
- 「直轄診断」については、平成 27 年度より本格実施に取り組むこととしています。

### ○ 平成 26 年度直轄診断実施箇所と診断結果概要

橋梁名	市町村名	橋長(m)	診断結果概要
三島大橋	三島町 (福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
大前橋	嬭恋村 (群馬県)	73	床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
大渡ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態

緊急性・難易度を踏まえて対応

- 平成 27 年度
- 三島大橋、大渡ダム大橋 修繕代行事業に着手
  - 大前橋 大規模修繕・更新補助事業に着手

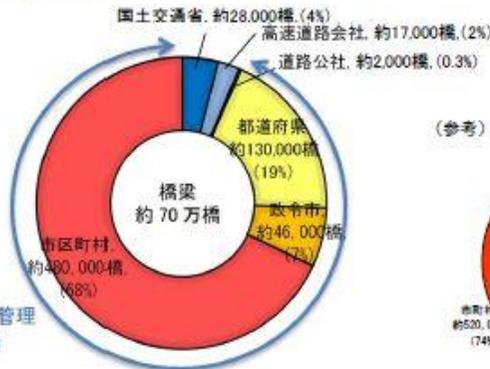
※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

## 参考1 橋梁の現状

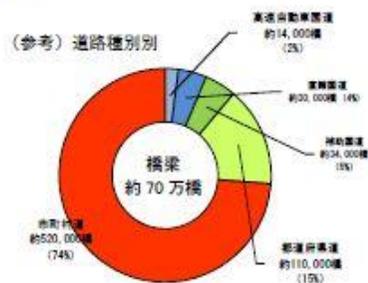
### 1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

○我が国には橋梁が、約70万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁が約66万橋と全体の9割以上を占めています。これは米国に比較すると、非常に多くなっています。

#### ○道路管理者別



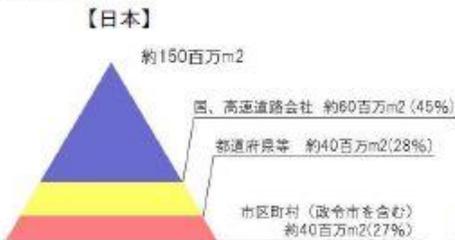
地方公共団体管理  
約66万橋



(参考) 橋梁数、橋面積に関する米国との比較  
<橋梁数>



<橋面積>



出典) 日本 道路局調べ(H26.12時点)  
米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ (2014.12時点)  
※StateにはFederal(約1万橋)を含む  
※切り捨てにより合計値が一致しない

## 2. 建設年度別の橋梁数

○建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和30年から50年にかけて建設されたものが約26%と多くなっています。  
○建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%ですが、10年後には約42%に急増します。特に橋長15m未満の橋梁では、約半数が建設後50年を経過します。  
○この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約23万橋あり、これらのお大半が市区町村管理の橋長15m未満の橋梁です。

### ○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

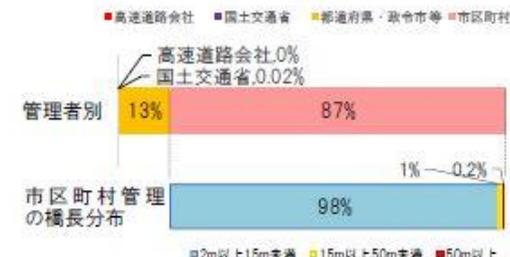
### ○建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

### ○建設年度不明橋梁(約23万橋)の内訳



■2m以上15m未満 ■15m以上50m未満 ■50m以上

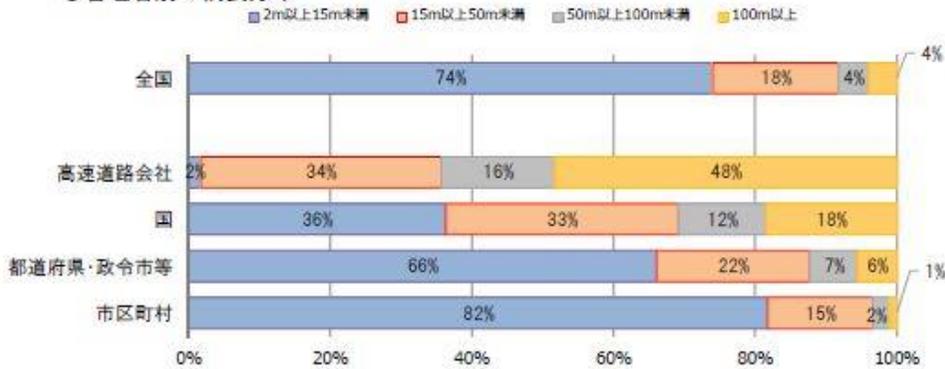
(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

### 3. 管理者別の橋長分布

○橋長 50m 以上の橋梁の割合は全体では約 8%ですが、高速道路会社で約 64%、国土交通省で約 30%である一方、市区町村では約 3%と管理者によって大きく異なっています。

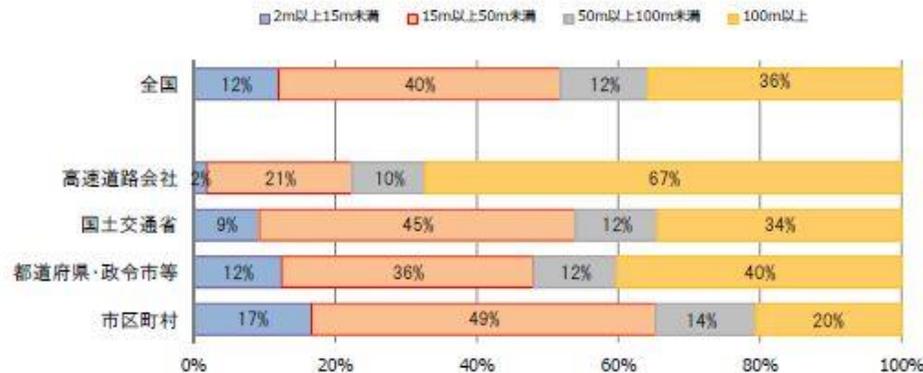
○市区町村が管理する橋梁の 80%以上が橋長 15m 未満です。一方、最優先で点検すべきとされている跨線橋では、市区町村が管理する橋梁の 80%以上が、橋長 15m 以上で、市区町村にとっては大規模なものとなっています。

#### ○管理者別の橋長分布



(出典)道路局調べ(H26.12時点)  
※ 橋長に関して情報がなかった橋梁約 1,000 橋を除く

#### ○管理者別の橋長分布(跨線橋)



(出典)道路局調べ(H26.12時点)

### 参考2. 地方公共団体の意識調査結果

#### 【調査対象】

全地方公共団体(1,788 団体): 都道府県(47)、政令市(20)及び市区町村(1,721)

#### 【調査時点】

平成 26 年 11 月(調査期間:平成 26 年 11 月4日~12 月4日)

#### 【回答数】

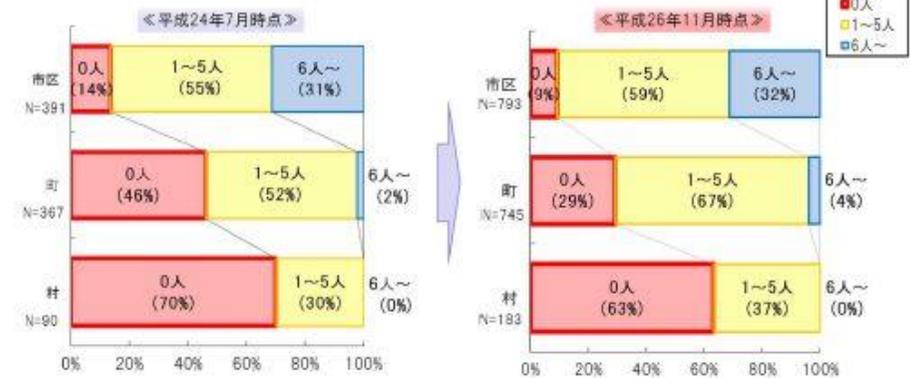
1,788 団体(47 都道府県、20 政令市、1,721 市区町村)[回答率 100%]

※なお、設問ごとに一部未記入や回答対象外のものなどがあるため、有効回答数は異なります。

#### (1) 橋梁管理に携わる土木技術者数

○平成 24 年度に比べ、橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町は約 5 割から約 3 割へ、村は約 7 割から約 6 割へ減少

問: 橋梁管理に携わる土木技術者の人数をお答えください。



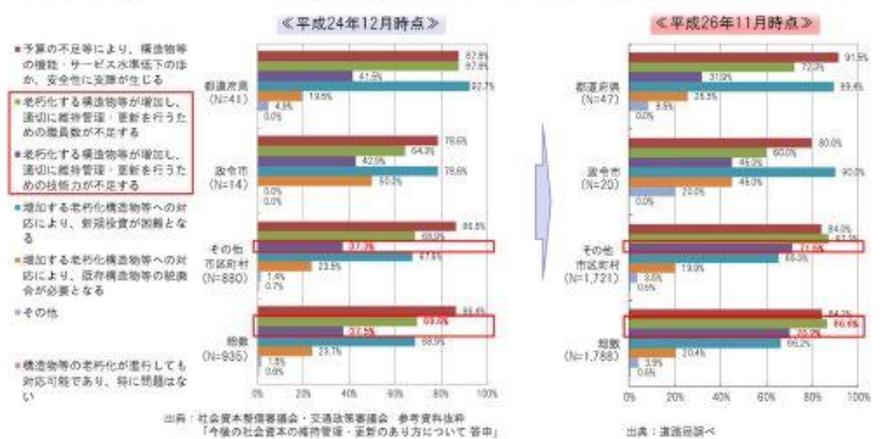
※有効回答数: 849  
出典: 道路局調べ

※有効回答数: 1,721  
出典: 道路局調べ

## (2) 老朽化対策を進める上での懸念事項

○ 老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための職員数または技術力が不足するとの懸念が高まっている。特に市区町村では、技術力不足に関する懸念が倍増

問：老朽化対策を進めるにあたり『今後の懸念すること』は何ですか。（複数回答可）



## (3) 国に求める支援策

○ 老朽化対策を進める上で国に求める支援施策として、「防災・安全交付金等による財政的支援策の充実」を挙げた市区町村は約9割

○ その他「点検業務等の標準歩掛設定」や「定期点検に係る地方債の適用」が約7割

問：老朽化対策を進めるにあたり国に求める支援内容は何ですか。（複数回答可）



## (4) 道路メンテナンス会議について

○ ほとんどの市区町村で道路メンテナンス会議を必要と回答

○ 道路メンテナンス会議で、技術的支援を中心に「講習会の実施」、「財政的支援に関する相談窓口の設置」、「技術的助言・支援の相談」および「一括発注」等の幅広い支援内容を要望

問：道路メンテナンス会議のような市町村を支援する体制は必要だと思いますか。

問：今後、道路メンテナンス会議で実施してもらいたい支援は何ですか。（複数回答可）



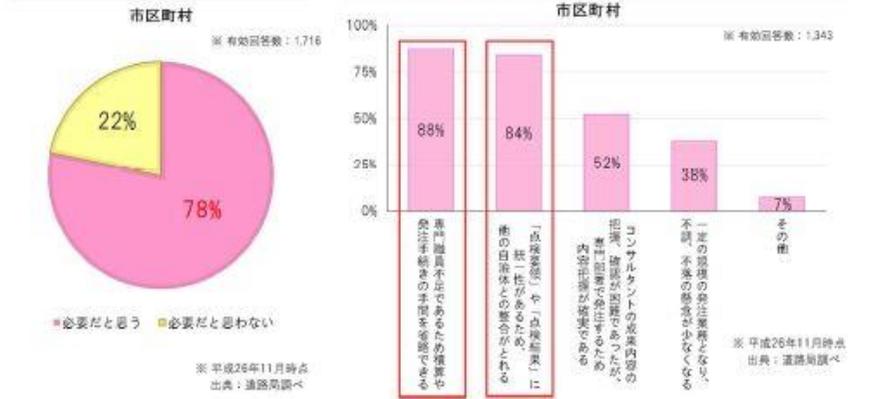
○ 約8割の市区町村で地域一括発注を必要と回答

○ 8割以上が「積算・発注手続きの手間の省略」や「点検の質が確保できる」等のメリットがあると回答

## (5) 一括発注について

問：定期点検の地域一括発注は必要だと思いますか。

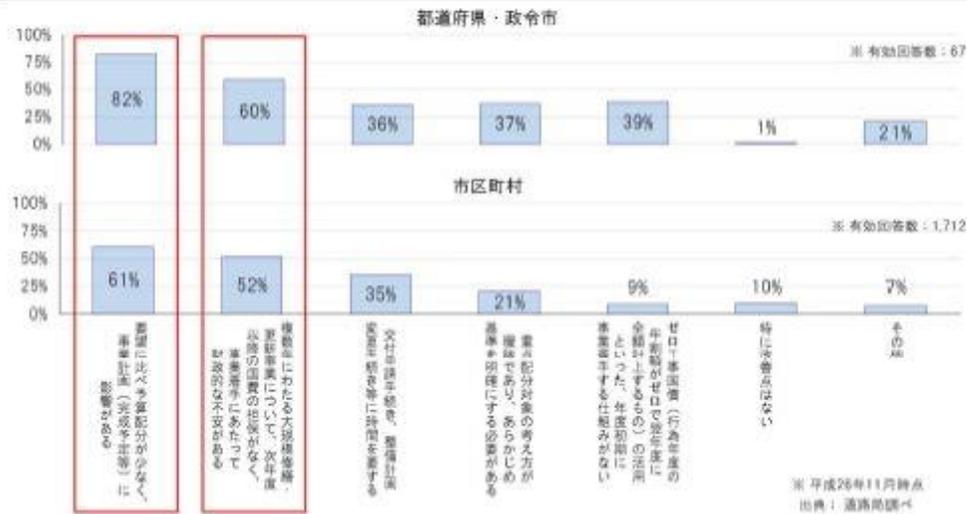
問：定期点検の地域一括発注を「必要だと思う」とした理由をお答え下さい。（複数回答可）



## (6) 現行の交付金制度について

○ 現行の交付金制度は、「予算配分」や「複数年事業に係る国費の担保」などの財政的な不安があると半数以上が回答

問：現行の交付金制度について改善点等はありませんか。（複数回答可）

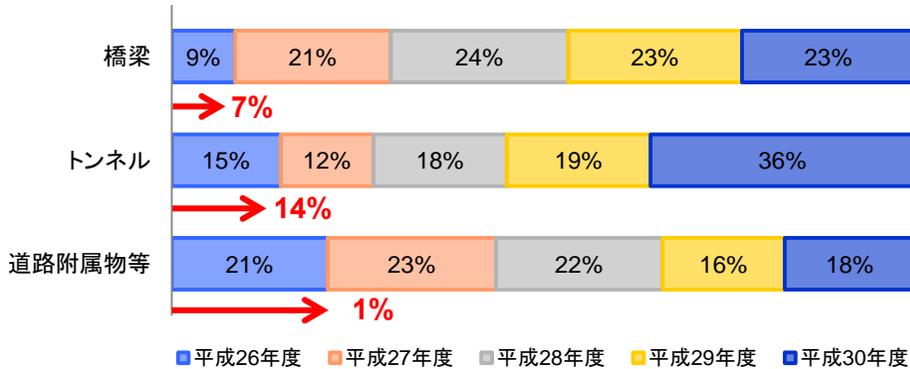


# 九州管内の点検実施状況(全体)

資料③

- 昨年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成26年度の点検実施率は、橋梁約7%、トンネル約14%、道路附属物等約21%
- 橋梁については、国土交通省九州地方整備局では、全体の約24%を点検しているが、高速道路会社17%、地方公共団体6%となっている。今後は、各年度で全体の20%程度の点検を実施。
- 第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、最優先で点検を推進する橋梁を規定。

## <5年間の点検計画と平成26年度の実施状況>



## <各構造物の点検実施状況>

道路施設	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
橋梁	102,679	8,760	7,008	7%
トンネル	1,691	248	229	14%
道路附属物等	2,956	621	606	21%

※ H27.6月末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋（カルバート）がある。  
 （管理施設数、点検実施数は、国土交通省1205、0、高速道路会社622、227）

## <橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

## <橋梁点検状況(管理者別)>

管理者	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
国土交通省	3,291	877	780	24%
高速道路会社	1,627	589	275	17%
地方公共団体	97,761	7,294	5,953	6%
合計	102,679	8,760	7,008	7%

※ H27.6月末時点

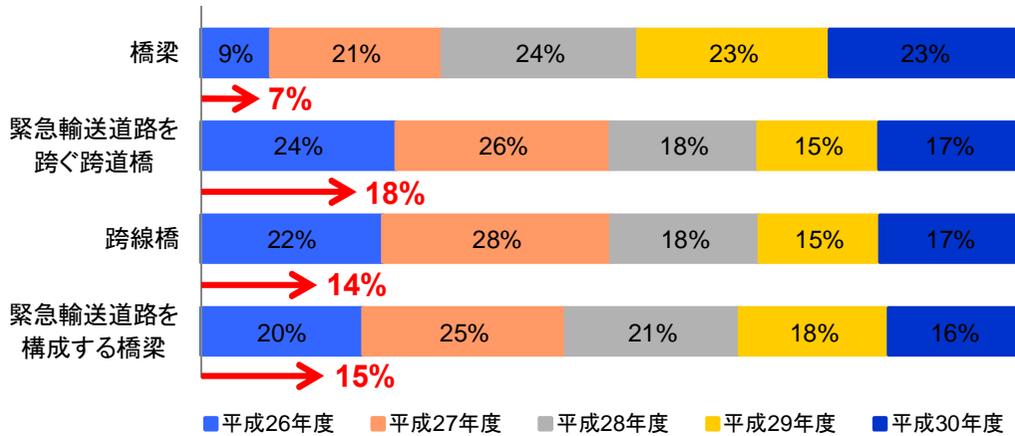
# 九州管内の点検実施状況(橋梁)

資料④

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率(D)は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約18%、跨線橋約14%、緊急輸送道路を構成する橋梁約15%である。計画点検数に対しては、特に跨線橋について、点検が遅れている状況であり、H26未点検橋梁も含め早期に点検を行うように調整する。

○**跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、整備局等が窓口となった一括協議を行い体制を強化する。**

## <最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26年度の実施状況> <課題>

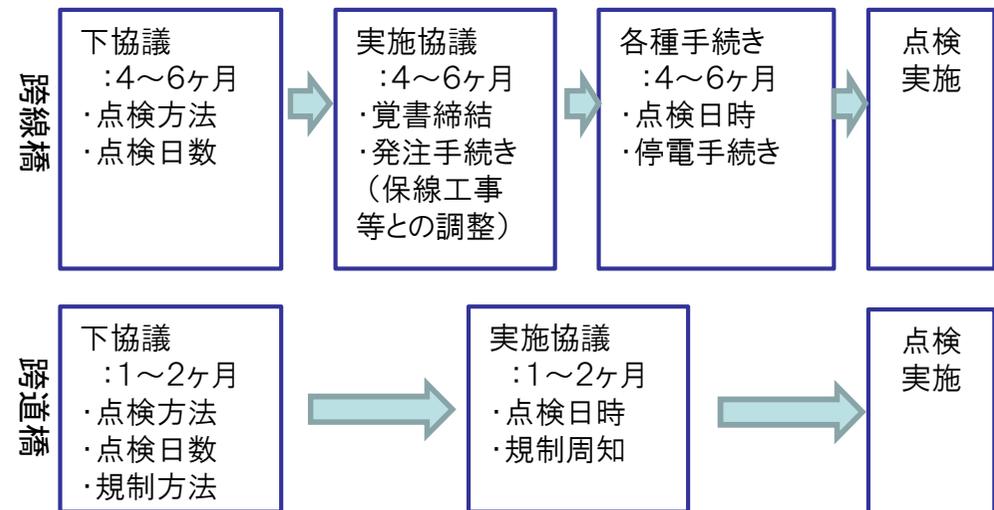


跨線橋については、点検方法の下協議、鉄道事業者側の保線工事等との実施時期の調整(実施協議)などに時間を要する。

(調整必要期間: 跨線橋 約1年～1年半、跨道橋 約2～4ヶ月)

整備局等が窓口となった管内道路管理者分の一括協議、年度上半期での点検着手、実施体制の強化等により、点検を実施していく予定

### 【調整(例)】



	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
橋梁	102,679	8,760	7,008	7%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,638	390	300	18%
跨線橋	1,027	221	147	14%
緊急輸送道路を構成する橋梁	14,474	2,870	2,239	15%

※ H27.6月末時点

# 宮崎県のH26点検結果(橋梁)

## ○宮崎県の橋梁の点検結果

判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態) 0橋

判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態) 137橋(18%)

判定区分Ⅱ(予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態) 360橋(46%)

### <平成26年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	370	73 【20%】	33 (45%)	23 (32%)	17 (23%)	0
高速道路会社	175	19 【11%】	0	19 (100%)	0	0
宮崎県	2,019	428 【21%】	174 (41%)	178 (41%)	76 (18%)	0
県道路公社	17	0	0	0	0	0
市区町村	6,887	258 【4%】	74 (29%)	140 (54%)	44 (17%)	0
合計	9,468	778 【8%】	281 (36%)	360 (46%)	137 (18%)	0

※H27. 6月時点

# 宮崎県のH26点検結果(トンネル)

## ○宮崎県のトンネルの点検結果

判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態) 0箇所

判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態) 40箇所(82%)

判定区分Ⅱ(予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態) 9箇所(18%)

### <平成26年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	37	5 【14%】	0	3 (60%)	2 (40%)	0
高速道路会社	19	0	0	0	0	0
宮崎県	120	38 【32%】	0	2 (5%)	36 (95%)	0
県道路公社	0	0	0	0	0	0
市区町村	62	6 【10%】	0	4 (67%)	2 (33%)	0
合計	238	49 【21%】	0	9 (18%)	40 (82%)	0

※H27. 6月時点

# 宮崎県のH26点検結果(道路附属物等)

資料⑤-1

## ○宮崎県の道路附属物の点検結果

判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態) 0箇所

判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態) 2箇所(5%)

判定区分Ⅱ(予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態) 26箇所(65%)

<平成26年度管理者別点検結果(道路附属物)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	146	6 【4%】	0	6 (100%)	0	0
高速道路会社	115	11 【10%】	5 (45%)	6 (55%)	0	0
宮崎県	95	11 【12%】	6 (55%)	3 (27%)	2 (18%)	0
県道路公社	5	3 【60%】	1 (33%)	2 (67%)	0	0
市区町村	40	9 【23%】	0	9 (100%)	0	0
合計	401	40 【10%】	12 (30%)	26 (65%)	2 (5%)	0

※H27.6月時点

# 宮崎県のH26点検結果(橋梁)

## 5-2 点検結果 各管理者毎

【宮崎県(橋梁)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成27年6月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国	370	73 [20%]	33 (45%)	23 (32%)	17 (23%)	0
高速道路会社	175	19 [11%]	0	19 (100%)	0	0
宮崎県	2,019	428 [21%]	174 (41%)	178 (42%)	76 (18%)	0
宮崎県道路公社	17	0	0	0	0	0
宮崎市	1,154	57 [5%]	6 (11%)	37 (65%)	14 (25%)	0
都城市	1,189	5	0	5 (100%)	0	0
延岡市	684	102 [15%]	47 (46%)	44 (43%)	11 (11%)	0
日南市	422	0	0	0	0	0
小林市	362	0	0	0	0	0
日向市	206	30 [15%]	7 (23%)	18 (60%)	5 (17%)	0
串間市	252	3 [1%]	0	0	3 (100%)	0
西都市	369	28 [8%]	8 (29%)	15 (54%)	5 (18%)	0
えびの市	314	0	0	0	0	0
三股町	131	1 [1%]	0	1 (100%)	0	0
高原町	76	2 [3%]	0	2 (100%)	0	0
国富町	169	2 [1%]	0	1 (50%)	1 (50%)	0
綾町	88	1 [1%]	0	0	1 (100%)	0
高鍋町	119	9 [8%]	6 (67%)	3 (33%)	0	0
新富町	89	0	0	0	0	0
西米良村	64	0	0	0	0	0
木城町	108	1 [1%]	0	1 (100%)	0	0
川南町	151	1 [1%]	0	0	1 (100%)	0
都農町	90	0	0	0	0	0
門川町	106	0	0	0	0	0
諸塚村	51	6 [12%]	0	4 (67%)	2 (33%)	0
椎葉村	88	0	0	0	0	0
美郷町	205	2 [1%]	0	2 (100%)	0	0
高千穂町	140	7 [5%]	0	7 (100%)	0	0
日之影町	148	0	0	0	0	0
五ヶ瀬町	112	1 [1%]	0	0	1 (100%)	0
合計	9,468	778 [8%]	281 (36%)	360 (46%)	137 (18%)	0

# 宮崎県のH26点検結果(トンネル)

## 5-2 点検結果 各管理者毎

【宮崎県(トンネル)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成27年6月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国	37	5 [14%]	0	3 (60%)	2 (40%)	0
高速道路会社	19	0	0	0	0	0
宮崎県	120	38 [32%]	0	2 (5%)	36 (95%)	0
県道路公社	0	0	0	0	0	0
宮崎市	5	5 [100%]	0	4 (80%)	1 (20%)	0
都城市	6	0	0	0	0	0
延岡市	10	0	0	0	0	0
日南市	7	0	0	0	0	0
小林市	3	0	0	0	0	0
日向市	4	0	0	0	0	0
串間市	0	0	0	0	0	0
西都市	6	0	0	0	0	0
えびの市	0	0	0	0	0	0
三股町	0	0	0	0	0	0
高原町	0	0	0	0	0	0
国富町	0	0	0	0	0	0
綾町	0	0	0	0	0	0
高鍋町	0	0	0	0	0	0
新富町	0	0	0	0	0	0
西米良村	0	0	0	0	0	0
木城町	1	0	0	0	0	0
川南町	0	0	0	0	0	0
都農町	0	0	0	0	0	0
門川町	1	0	0	0	0	0
諸塚村	1	0	0	0	0	0
椎葉村	0	0	0	0	0	0
美郷町	1	0	0	0	0	0
高千穂町	7	1 [14%]	0	0	1 (100%)	0
日之影町	10	0	0	0	0	0
五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0
合計	238	49 [21%]	0	9 (18%)	40 (82%)	0

# 宮崎県のH26点検結果(道路附属物等)

## 5-2 点検結果 各管理者毎

【宮崎県(道路附属物)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成27年6月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国	146	6 【4%】	0	6 (100%)	0	0
高速道路会社	115	11 【10%】	5 (45%)	6 (55%)	0	0
宮崎県	95	11 【12%】	6 (55%)	3 (27%)	2 (18%)	0
県道路公社	5	3 【60%】	1 (33%)	2 (67%)	0	0
宮崎市	20	9 【45%】	0	9 (100%)	0	0
都城市	3	0	0	0	0	0
延岡市	5	0	0	0	0	0
日南市	1	0	0	0	0	0
小海市	0	0	0	0	0	0
日向市	6	0	0	0	0	0
串間市	0	0	0	0	0	0
西都市	2	0	0	0	0	0
えびの市	0	0	0	0	0	0
三股町	1	0	0	0	0	0
高原町	0	0	0	0	0	0
国富町	0	0	0	0	0	0
綾町	0	0	0	0	0	0
高鍋町	0	0	0	0	0	0
新富町	0	0	0	0	0	0
西米良村	0	0	0	0	0	0
木城町	1	0	0	0	0	0
川南町	0	0	0	0	0	0
都農町	1	0	0	0	0	0
門川町	0	0	0	0	0	0
諸塚村	0	0	0	0	0	0
椎葉村	0	0	0	0	0	0
美郷町	0	0	0	0	0	0
高千穂町	0	0	0	0	0	0
日之影町	0	0	0	0	0	0
五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0
合計	401	40 【10%】	12 (30%)	26 (65%)	2 (5%)	0

# 判定区分Ⅳの構造物リスト(宮崎県)

資料⑥

平成26年度において、判定区分Ⅳ該当施設は、ありません。

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
判定区分Ⅳ該当施設なし				

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
判定区分Ⅳ該当施設なし				

### ○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
判定区分Ⅳ該当施設なし				

### ※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 宮崎県内のH27点検計画(全体)

資料⑦-1

<各構造物の平成27年度の点検予定>

平成27年6月30日時点

道路施設	管理施設数	H26計画 点検数 (A)	H27計画 点検数 (B)	H26点検 実施数 (C)	H27点検 予定数 (A+B-C)
橋梁	9,468	780	1,997	778	1,999
トンネル	238	51	31	49	33
道路附属物	401	73	55	40	88

- ・H26計画点検数(A)、H27計画点検数(B)は、H26. 12に策定した数値であり、今後の計画点検数は見直すことがある。

# 宮崎県内のH27点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

資料⑦-2

<最優先で点検すべき橋梁の平成27年度の点検予定>

道路施設	管理施設数	H26計画 点検数 (A)	H27計画 点検数 (B)	H26点検 実施数 (C)	H27点検 予定数 (A+B-C)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	186	48	45	47	46
跨線橋	86	9	26	14	21
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1,541	283	333	283	333

- ・H26計画点検数(A)、H27計画点検数(B)は、H26. 12に策定した数値であり、今後の計画点検数は見直すことがある。

# 地域一括発注の進捗状況(宮崎県)

○市町村の技術者不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を公益財団法人宮崎県建設技術推進機構が受委託することで、地域一括発注を実施。

<地域一括発注による平成26年度の点検実施と平成27年度の点検計画>

◆平成26年度の点検実施 (日向市16橋 西都市18橋)

◆平成27年度の点検計画 5市10町2村(747橋)

橋梁 都城市160橋 日南市85橋 小林市48橋 日向市18橋 西都市82橋

綾町16橋 高鍋町30橋 新富町6橋 木城町19橋 都農町23橋 門川町23橋 美郷町67橋

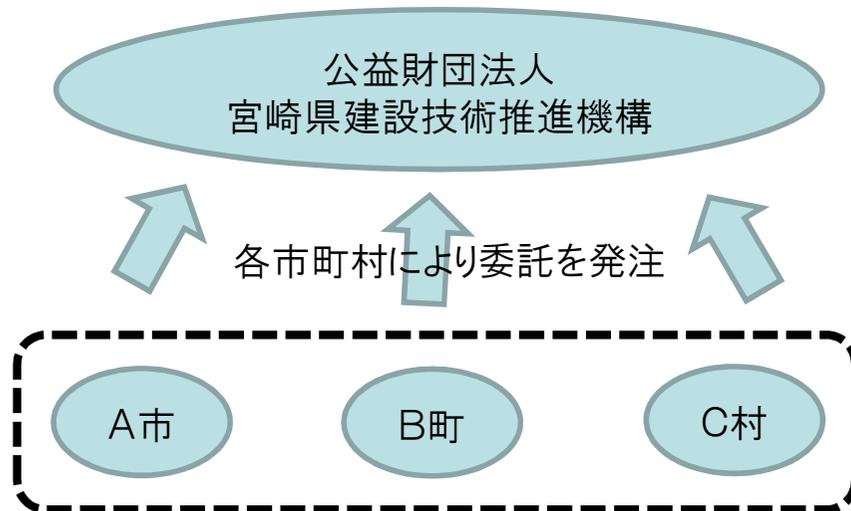
高千穂町30橋 日之影町40橋 五ヶ瀬町23橋

西米良村61橋 諸塚村16橋

現在、点検業者と契約締結し、地方公共団体との第1回打合せを実施中。9月中旬より点検着手予定。

## 【イメージ図】

・市町村からの委託を受け、点検業務の一括発注を実施



## 【平成27年度 手続きの流れ】

・(公財)宮崎県建設技術推進機構にて市町村への説明会を実施し、市町村からの委託を受けた後、点検業者へ発注。

- ①受委託方法説明会 H27.04下旬
- ②市町村が機構へ見積依頼 H27.05月上旬～H27.06中旬
- ③機構が市町村へ見積回答 H27.06月上旬～中旬
- ④市町村が機構へ委託発注 H27.06中旬～07月上旬
- ⑤市町村と契約締結(5市10町2村) H27.06下旬～07中旬
- ⑥機構が点検業者へ委託発注 H27.07中旬
- ⑦点検業者との契約(点検業務開始) H27.07下旬
- ⑧点検業務完了 H28.03下旬予定

## ①道路構造物管理実務者研修

〈5日間、九州地方整備局 九州技術事務所〉

対 象:自治体職員及び直轄職員 予定人数:各40名

応募状況

時 期:	橋梁初級 I (I 期)	H27.8.3~8.7(修了)	41名
	トンネル	H27.8.24~8.28(台風による延期)	12名
	橋梁初級 I (II 期)	H27.9.28~10.2	31名
	橋梁初級 II	H27.11.9~11.13	24名

目 的:地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。

募集:橋梁初級 I (II 期)、橋梁初級 II、トンネルについて空きがあります。

追加の参加希望がありましたら、9月4日までに宮崎県道路メンテナンス会議 事務局までご連絡下さい。

事務局:宮崎河川国道事務所 道路管理第二課



## ②メンテナンス研修:橋梁維持管理研修

対 象:宮崎県職員、市町村職員

予定人数:30名 (約1ヶ月前より募集開始)

時 期:H27. 10. 27~28(2日間)

場 所:宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

目 的:管理者又は発注者として必要な知識の習得を目的として、橋梁の維持管理に係わる講義



## 橋梁撤去箇所での現場研修会

(概要)

日時:平成27年7月23日(木)  
場所:主要地方道[9]宮崎西環状線  
(旧)相生橋

◆座学1  
「老朽橋の老化度診断」  
宮崎大学  
中澤隆雄 名誉教授

◆座学2  
「橋梁の管理と点検」  
宮崎河川国道事務所  
植田 総括保全対策官

◆現場研修  
鋼材、床版、支承など

◆参加者  
6市2町から27名の職員



座学 2講義の状況



床版張り出し部  
うき、剥離、鉄筋露出の状況確認



鋼材の塗装の劣化状況の確認



支承の損傷状況の確認

宮崎県県土整備部の工事現場提供により、撤去する橋だからこそ見ることでできるアスファルト舗装を剥ぎ取った後の床版の表面の状況、小割にした床版の断面などを近接目視することができました。

平成27年7月22日(水)  
都城地区 10号 万年橋



平成27年7月29日(水)  
児湯地区 10号 御屋敷橋



平成27年8月5日(水)  
日南串間地区 220号 堂園橋



8月まで3箇所で6市5町から32名の参加があり、宮崎地区と県北地区は9月以降を予定しており、近日中に参加者募集をおこなうことにしています。

地域の皆様への発信

記者発表を行い、地元放送局の取材を受け、夕方のニュースで放映されました。



## 平成27年度 宮崎県内「道路の老朽化対策」パネル展 一覧表

2015/8/21 時点

場所	施設名及びイベント名	県庁、市役所、町村役場の所在地	実施時期	備考
宮崎県	県庁1号館 1階ロビー	宮崎市橋通東2丁目10番1号	H27.7.13(月) ~ H27.7.31(金)	開催済
	宮崎県道路公社 県住宅供給公社ビル 1階玄関ロビー	宮崎市橋通東2丁目7番18号	H27.7.1(水) ~ H27.7.14(火)	開催済
	道の駅 フェニックス 3階展望室 (県道(377)内海加江田線 : 旧国道220号)	宮崎市大字内海字三池381-1	H26.10.27(月) ~ 展示中	開催中
宮崎市	宮崎県 防災の日フェア (イオンモール宮崎)	新別府町江口862-1	H27.5.24(日)	開催済
	宮崎市民プラザ 1階エントランス	橋通西1丁目1番2号	H27.8.19(水) ~ H27.9.2(水)	開催中
都城市		姫城町6街区21号	~	
	都城市高城生涯学習センター	高城町穂満坊105番地	H27.7.1(水) ~ H27.7.14(火)	開催済
延岡市	延岡市役所 本庁舎2階売店入り口前	東本小路2番地1	H27.6.12(金) ~ H27.6.24(水)	開催済
日南市		中央通1丁目1番地1		
	日南市保健福祉総合センター 1階ロビー	中央通1丁目1番地2	H27.7.21(火) ~ H27.07.30(木)	開催済
小林市		細野300番地	~	
	国道268号「道の駅」ゆ〜ぱるのじり 1階玄関	野尻町三ヶ野山4347番地1	H27.7.15(水) ~ H27.8.6(木)	開催済
日向市	日向市役所 1階玄関ロビー	本町10番5号	H27.6.8(月) ~ H27.6.12(金)	開催済
串間市	串間市役所 1階ロビー	大字西方5550番地	H27.6.10(水) ~ H27.6.26(金)	開催済
西都市	西都市役所 1階市民課前ロビー	聖陵町2丁目1番地	H27.7.1(水) ~ H27.7.22(水)	開催済
えびの市	※~展示箇所調整中~※	大字栗下1292番地	調整中 ~ 調整中	(予定)
北諸県郡	三股町 三股町役場 1階ロビー	五本松1番地1	H27.6.18(木) ~ H27.7.3(金)	開催済
西諸県郡	高原町 高原町役場 1階窓口ロビー ギャラリー	大字西麓899番地	H27.8.17(月) ~ H27.8.31(月)	開催中
東諸県郡	国富町 ※~展示箇所調整中~※	大字本庄4800番地	調整中 ~ 調整中	(予定)
	綾町 綾町役場 1階玄関ロビー	大字南俣515番地	H27.6.10(水) ~ H27.6.19(金)	開催済
児湯郡	高鍋町 高鍋町役場 1階ロビー	大字上江8437番地	H27.6.18(木) ~ H27.7.1(水)	開催済
	新富町 新富町役場 1階ロビー	大字上富田7491番地	H27.6.19(金) ~ H27.2.26(金)	開催済
	西米良村 西米良村役場 庁舎1階建設課前通路	大字村所15番地	H27.6.10(水) ~ 展示中	開催中
	木城町 木城町役場 本庁舎2階西側 環境整備課前	大字高城1227番地1	H27.6.15(月) ~ H27.6.30(火)	開催済
		木城町総合交流センター リバリス	大字椎木2146-1	H27.6.30(火) ~ H27.7.13(月)
	川南町 川南町役場 1階ロビー	大字川南13680番地1	H27.6.12(金) ~ H27.6.24(水)	開催済
都農町 都農町役場 本館2階、新館との渡り通路	大字川北4874番地2	H27.7.10(金) ~ 展示中	開催中	
東臼杵郡	門川町 門川町役場 1階ロビー	本町1丁目1番地	H27.6.1(月) ~ H27.6.12(金)	開催済
	諸塚村 諸塚村役場 1階村民ホール	大字家代2683番地	H27.5.21(木) ~ H27.6.5(金)	開催済
	椎葉村 ※~展示箇所調整中~※	大字下福良1747番地20	調整中 ~ 調整中	(予定)
	美郷町 ※~展示場所:調整中、秋の町民祭前後を予定~※	西郷区田代1番地	調整中 ~ 調整中	(予定)
西臼杵郡	高千穂町	大字三田井13番地	~	
	国道219号道の駅高千穂 おしらせ板	大字三田井1296-5	H27.6.12(金) ~ H27.6.30(火)	開催済
	日之影町 日之影町役場 1階窓口前	大字岩井川3398番地の1	H27.6.17(水) ~ H27.6.30(火)	開催済
五ヶ瀬町 五ヶ瀬町役場 1階ロビー	大字三ヶ所1670番地	H27.6.17(水) ~ H27.6.30(火)	開催済	
西日本高速道路株式会社	宮崎高速道路事務所 1階ロビー	宮崎市大字富吉字釘ノ前1389-1	H27.6.26(金) ~ H27.7.31(金)	開催済

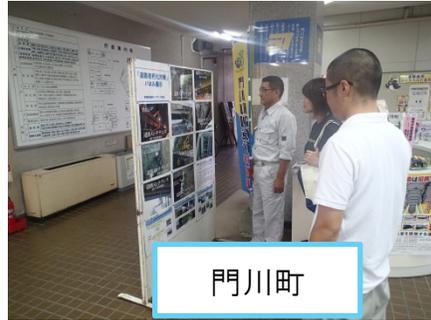
パネル展にご協力いただきありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ致します。事務局

# 平成27年度 道路の老朽化対策パネル展示状況

資料⑨-5



諸塚村



門川町



日向市



串間市



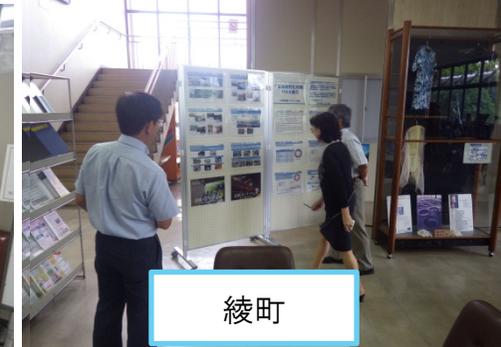
延岡市



宮崎県防災の日フェア



川南町



綾町



日之影町



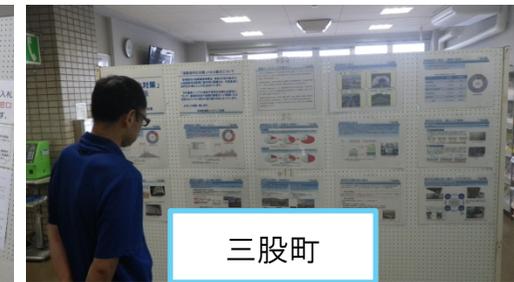
五ヶ瀬町



高千穂町



高鍋町



三股町



木城町



西都市



宮崎県庁1号館



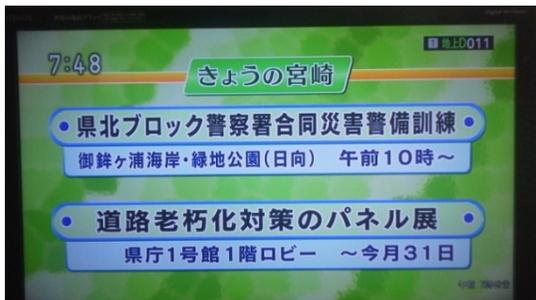
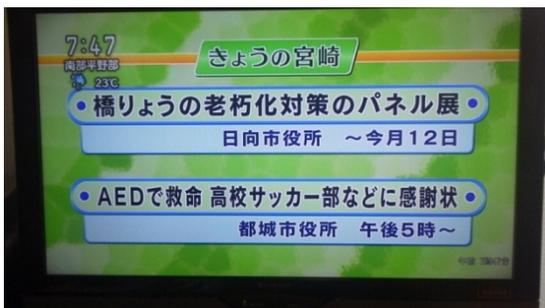
都城市

開催済 7市10町1村、3機関  
開催中 1市2町1村  
開催予定 1市2町1村

平成27年8月27日時点

## 地域の皆様への発信

記者発表を行い、地元放送局のニュースで放映されました。



## 串間市の取組

記者発表の内容をFacebookに掲載していただきました。

串間市facebook 6月8日  
～道路メンテナンスの実行へ～  
市役所1階ロビーにて、  
道路老朽化対策のパネル展を  
開催します。  
ぜひお立ち寄りください。

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release  
平成27年6月9日  
九州地方整備局  
宮崎河川国道事務所  
延岡河川国道事務所

## ～道路メンテナンスの実行へ～

串間市役所で道路老朽化対策のパネル展を開催!

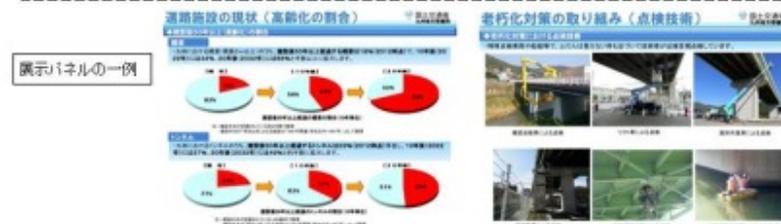
高度経済成長長期に、集中的に建設された橋梁などの道路構造物は、今後急速に高齢化し、10年後には建設後50年経過する橋梁が4割以上になると見込まれます。

今でも静かに危機は進行しています。道路構造物の老朽化は進行を樹け、平成26年4月時点において、通行止めや重量制限等の通行規制されている橋梁は、九州において約150箇所(全国約2,000箇所)となっています。

構造物の計画的な点検により早期に損傷を発見し、重大な被害に至る前に対策を実施する予防保全による維持管理により、道路ストックの長寿命化の取り組みを強化し、大切な資産である道路ストックを長く大切に保全するとともに、安全で安心な道路機能の確保を図ることとします。

このため、九州地方整備局 宮崎・延岡河川国道事務所は、串間市役所をお借りして**道路の老朽化対策に関するパネル展**を以下のとおり実施します。

場所: 串間市役所1階ロビー 宮崎県串間市大字西方5550番地  
日時: 平成27年6月10日(水)～6月26日(金) 8:30～17:15 (市役所閉庁時は除く)



展示パネルの一例

【問い合わせ先】  
宮崎県道路メンテナンス会議 事務局  
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所  
電話: 0985-24-8221 (代表)  
総務課 佐藤 定 (内線304) 保安対策官 上村 智也 (内線404)  
国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所  
電話: 0982-31-1155 (代表)  
技術課 池田 隆浩 (内線205) 道路管理課長 村田 浩典 (内線481)

なお、道路の老朽化対策に関するホームページも開設しております。 <http://www.gqr.mlit.go.jp/mich/> よりぜひご覧下さい。

# 高速道路跨道橋の点検状況について

資料⑩-1

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年5月27日  
道 路 局

## 高速道路跨道橋の点検状況について（その2）

国土交通省では、高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関して、そのすべてが速やかに点検されるとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保する取り組みを進めています。

このたび、平成26年度末時点の高速道路跨道橋の点検実施状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

（ポイント）

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべて点検を完了
- 高速道路6会社※では、管理者から受託して点検・補修を実施する取り組みを通じ、積極的に管理者を支援
- 老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5,415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月31日時点で点検済みの跨道橋数 (③)	5,562橋
点検実施率 (③/①)	96%

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸  
03-5253-8111(内線 38382) 03-5253-1619(FAX)

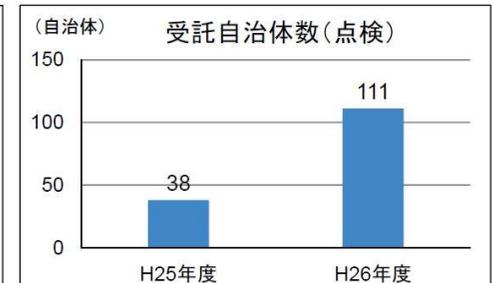
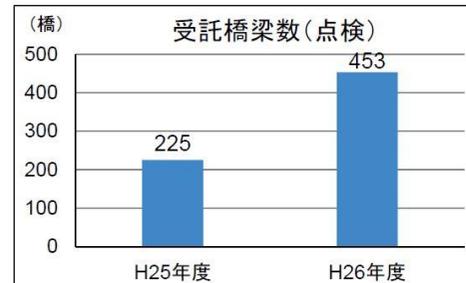
【高速道路跨道橋の撤去支援の取組について】

環境安全課 企画専門官 和田 賢哉  
03-5253-8111(内線 38132) 03-5253-1622(FAX)

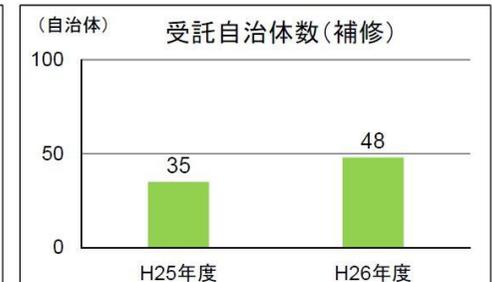
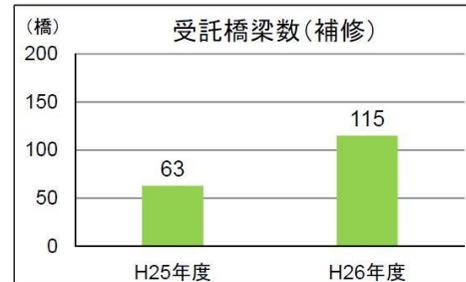
## （参考）高速道路会社による点検・補修の受託

- 高速道路会社では、跨道橋管理者から点検・補修を受託する取り組みを実施
- 点検・補修ニーズの高まりを受け、多数の受託事業を実施しており、引き続き積極的に、地方公共団体などの跨道橋管理者を支援

### 【点検の状況】



### 【補修の状況】



点検実施状況



補修実施状況

## (参考) 跨道橋の撤去支援の取組について

○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

### 対象施設

○高速道路※上に架かる跨道橋 (道路法上の道路に限る)

※高速道路6社(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社)が管理する道路

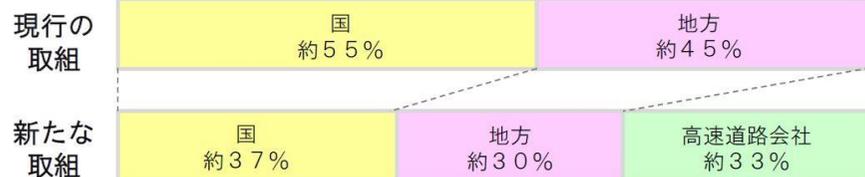


### 対象事業

○社会資本整備総合交付金の効果促進事業として実施する  
橋梁の単純撤去

### 支援内容

○高速道路会社が跨道橋の撤去事業にかかる1/3を限度として負担



※社会資本整備総合交付金(道路事業を基幹事業とする場合)の効果促進事業で実施する国費率0.55の場合  
【国費率の違いにより負担割合の変更はあり得る】

※今後、社会資本整備総合交付金の要望聴取等と合わせて事業要望の調査を実施する予定  
※本支援の取組は、当分の間の措置とする